

令和 8 年度丸亀市特別職報酬等審議会委員公募要項

1 公募の趣旨

市長、副市長などの特別職の給料や市議会議員の報酬及び調査研究費の一部として交付される政務活動費の額は、条例で定めることとなっており、その決定については市民の十分な理解を得ることが必要です。丸亀市では、市内の各種団体の代表者や市民の代表者を構成員とする特別職報酬等審議会を開催して、特別職等の給料や報酬などの審議を行ってきました。令和 8 年度においても、広く市民の皆さんからの御意見をいただくために、丸亀市特別職報酬等審議会の委員を公募いたします。

2 審議会の担任する事項

- ・市長、副市長及び教育長の給料の額のうち、市長から諮問された事項に関する審議
- ・市議会議員の報酬の額及び議員に交付される政務活動費の額のうち、市長から諮問された事項に関する審議

3 委員の任期・役割

任期は諮問期間（諮問から答申に至るまでの期間）で、10 月から翌年 1 月までを予定しています。その間に 3 回程度の会議に出席をしていただきます。

4 応募資格

丸亀市内に居住、通勤、通学する 18 歳以上の人で、2 以上の丸亀市の審議会や懇談会などの委員を務めていない人。

5 公募人数

1 人

6 選考方法

「丸亀市特別職報酬等審議会委員に応募する理由」についての作文（800 字程度）の内容を選考委員会で審査して選考します。なお、選考基準は、次に掲げる項目とします。

- ・応募するに至った経緯、動機、理由等の明確度
- ・委員として参画する意欲や熱意
- ・応募理由（作文）の構成力、分かりやすさ等

7 備考

- ・この審議会は、条例により設置された市の附属機関です。
- ・委員の身分は、非常勤の特別職となります。

●応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、市役所開庁時間内（応募最終日の9月24日は、17時必着）に総務部庶務課に持参するか、郵送、Eメール又はファクスで送付して下さい。

提出先（問合せ先）

丸亀市役所 総務部庶務課（市役所本館4階）担当者 河村・森・松浦

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

Eメール：shomu-k@city.marugame.lg.jp

TEL 0877-24-8841 、FAX 0877-24-8874

●応募締切

9月24日（木曜日）17時 必着でご応募下さい。

●結果発表

10月7日（水曜日）までに、選考過程の説明責任の観点から、原則、応募者の年代、性別を、応募者全員に通知するとともに市ホームページで公表しますので、公開を希望しない項目については応募用紙の該当欄にチェックを入れてください。なお、委員に選任された方の氏名は、市ホームページで公表する委員名簿や議事録に掲載します。

●備考

- ・委員には、会議出席に応じて委員報酬を支払います。
- ・会議は、原則として平日の市役所開庁時間内に開催します。
- ・会議は、原則公開（会議の傍聴可能）とします。
- ・会議において、審議事項外の事項について発言を繰り返す等、会議進行を妨げると認められる行為がなされた場合、任期途中であっても、委員を解任することがあります。